



座間市妊婦支援給付金の申請はお済みですか



座間市では、産前産後期間における身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、妊産婦の方に対し、妊娠時と出生後等(※₁)の2回に分けて『妊婦支援給付金』を支給します。本給付金は妊娠ごとに別途支給されます。ただし、それぞれの妊娠で妊娠時(1回目)／胎児数届出後(2回目)の該当する給付を既に申請済みの場合は対象外です。

◎ 対象者

妊娠している方(※₂)

◎ 支給額

1回目: 5万円

2回目: 今回妊娠したこどもの数 × 5万円

◎ 申請方法

二次元バーコードからWEB(LINE)で申請、または紙の申請書を提出(郵送可)

(申請には、本人確認書類、妊産婦名義(旧姓可)の銀行口座が必要です。)



ざまりん
座間市のこどもたち

面談と給付で妊産婦の方をサポート・支援



妊娠の届出



面談

妊娠8か月面談



出産までの見通しやお困りごとをお聞きします。

面談(対面・電話)

赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に職員が訪問します。

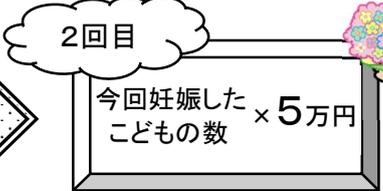
面談(対面)



妊娠前期

妊娠後期

出産、産後



支給回数を選択して、お進みください。

※₁ 給付を受けるには「妊婦給付認定申請」(妊娠時)及び「胎児の数の届出」(出生予定日の8週前の日以降)が必要。
※₂ 令和7年4月1日以降に妊娠している方が対象。類似の出産応援金(ギフト)を受給している方は対象外。
流産・死産等を経験された方も、二次元コードの「2回目(その他)」から申請可能です。



お問い合わせ先: こども家庭課こども総務係 (☎046-252-8025)